「法学系」教育評価報告書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

香川大学法学部

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が実施する評価は,大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう,大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより, その教育研究活動等の改善に役立てるとともに, 評価結果を社会に公表することにより,公共的機関としての大学等の諸活動について,広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は,平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており,今回報告する平成13年度着手分については,以下の3区分で,記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価(教養教育(平成 12 年度着手継続分),研究活動面における社会との連携及び協力)

分野別教育評価(法学系,教育学系,工学系)

分野別研究評価(法学系,教育学系,工学系)

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は,大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう,当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため,大学等の設置の趣旨,歴史や伝統,人的・物的条件,地理的条件,将来計画などを考慮して,明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は,設置者(文部科学省)から要請のあった6大学の学部,研究科(以下「対象組織」)を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について,原則として過去5年間の状況の分析を通じて,次の6項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己

評価を行い,自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を機構に提出した。

機構においては,専門委員会の下に評価チームを 編成し,自己評価書の書面調査及び対象組織への訪 問調査を実施した。

なお,評価チームは,各対象組織により,教育目 的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設 定された観点に基づき分析を行い,その分析結果を 踏まえ,要素ごとに教育目的及び目標の実現に向け た貢献(達成又は機能)の程度を判断し,それらを 総合的に判断した上で評価項目全体の水準を導き出 した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を 専門委員会で取りまとめた上、大学評価委員会で評 価結果を決定した。

機構は,評価結果に対する意見の申立ての機会を 設け,申立てがあった対象組織について,大学評価 委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」,「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は,対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「 評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに,貢献(達成及び機能)の状況を要素ごとに記述している。

また,当該評価項目の水準を,これらの状況から総合的に判断し,以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献 (達成又は機能)している。
- ・ おおむね貢献 (達成又は機能) しているが,改善の余地もある。
- ・ かなり貢献(達成又は機能)しているが,改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献 (達成又は機能) しているが,改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり), 大幅な改善の必要がある。

なお,これらの水準は,対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり,相対比較することは意味を持たない。

また,評価項目全体から見て特に重要な点を,「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

- 「 評価結果の概要」は,評価結果を要約して示している。
- 「 意見の申立て及びその対応」は 評価結果に対する 意見の申立てがあった対象組織について,その内容を転 載するとともに,それへの機構の対応を示している。
- 「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は, 全ての対象組織について,所見の記述を差し控える旨の 統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は,大学等及びその設置者に提供するとともに,広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

- (1) 機関名 香川大学
- (2) 学部・(研究科)名 法学部
- (3) 所在地 香川県高松市幸町2-1
- (4) 学科(課程)·(専攻)構成 法学科
- (5) 学生数及び教員数 学生数 945名 教員数 36名

2 . 特徵

本学部は四国で唯一の国立大学の法学部として,四国 4県とその近隣地区の学生に,法学部で学ぶ機会を提供 してきた。また,夜間主コースを設けて,社会人に対し て法律学と政治学を学ぶ場を提供してきた。明確なアド ミッション・ポリシーをかかげ,多様な学生を受け入れ るため 10 種類もの入試選抜を実施している。

本学では法的素養を育む法律学と政治学の基本的な科目に加えて、学生や社会のニーズ、さらには現代社会の課題に対応した先端的・応用的科目を開講している。これらの専門科目については、基礎的な科目から比較的高度な科目へと段階的履修が可能になるようなカリキュラム編成を行っている。また、経済学部と教育学部で開講されている科目も一定の範囲で受講を認めているし、岡山大学法学部との間でも単位互換を行っている。

1年次に教養ゼミ,2年次にプロゼミ,3・4年次に 必修科目として演習を開講し,課題探求能力,論理的思 考力ならびにコミュニケーション能力を身につけること を目指している。このように4年間にわたるゼミナール 形式のきめ細かな少人数教育を本学部のセールス・ポイントとして構築し実践してきている。また 法律コース , 企業法務コース , 公共政策コースの3つの履修コース制を設けて , 学生の希望する将来の職業に応じて単位を取得するように標準履修モデルを設定している。

学生の就職意識を高めるためにインターンシップ制を 導入し,3年生に官公庁と企業での就業体験をつませて いる。就職支援体制としては,部内に就職委員会を設け て『就職の手引き』と題するガイドブックを作成してい る。さらに就職委員の教員による企業訪問,卒業生を集 めての OB 懇談会,3・4年生に対する就職説明会等を 定期的に開催するとともに,演習担当教員による就職相 談への対応ならびに個別の指導を行っている。就職先と しては国家・地方公務員が相対的に多い。かつては東京 や大阪に本社のある一部上場企業への就職希望者が多か ったが,最近では地元の企業へ就職する傾向がある。

本学部は30歳代以下の若い教員が約半数を占め 授業はもとより学生との交流にも熱心であること,女性教員が8人で,約4人に1人の割合でありジェンダーバランスが取れていること,さらには36人の教員の出身大学(院)が28校にも及び,学閥にとらわれない人事を行っていることが特徴である。

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1.教育目的

香川大学法学部は,経済学部経済法学コースを母体とし、全国に15ある国立大学法学部のうち最後に設置された四国で唯一の存在である。香川県には各省庁の地方機関や主要企業の支店が集中し,政治,行政,経済等の諸問題に法律的観点から対処できる人材が長く求められていたが,法的素養を身につけ得る専門教育機関が四国には欠けていた。香川大学法学部は,この懸案の解決を待望する地域社会の要請に応えて設置された。

以上の経緯から,香川大学法学部が果たすべき機能や役割は他の国立大学法学部とはおのずと異なる。先発法学部の多くが,広く全国から学生を集めて,法曹,中央官僚等を養成することに主眼を置いたとすると,当法学部は,十分な学力は備えつつも法学教育をうける機会に必ずしも恵まれなかった四国地区やその近隣諸県の学生を主に受け入れ,日本社会を実務的に支え,地域社会で幅広く活躍できる法律実務家や法的素養を備えた人材の育成を目指した。

香川大学法学部が設立された 1980 年代以降,各地域社会では,公共的課題を発見しその解決を図りうる人材が一層求められるようになった。そのため,地方行政に貢献できる政策立案能力を有する専門職業人の養成は不可欠であり,当法学部はその役割を担う方針を掲げた。また,経済法学コースを前身とすることから,経済合理的な思考や経済・企業活動に対する理解を育むことを重視する姿勢も当法学部の一貫した特徴となっている。

一方,社会科学を構成する法律学や政治学は,開かれた社会を支えるにふさわしい素養,すなわち現代社会への関心,国際的視野,論理的思考力やコミュニケーション能力をもった教養ある市民を育成することにも関わり,他大学の法学部同様,香川大学法学部がその教育的役割を果たすことは当然である。大学改革の流れの中で,豊かな教養を身につけることに学部教育の主眼が置かれるに従い,この役割は今後さらに強化すべきものである。

以上を前提に,教育目的を列挙すれば次のようになる。 (1)基本的な学力を備えつつも多様な資質・経歴を有した学生を積極的に受入れることを基本方針とする。

(2)法的素養を育む法学の基本科目に加えて,入学者や 社会のニーズ,現代社会の課題に対応した科目を提供す る。また,自ら考え,課題を発見し,それを説得的に 表現できる能力の育成を重視した教育を行う。

(3)法的素養を身に付けた人材,地域社会の中心的担い 手を育成することを教育活動の基本方針とし,法律実務, 国や地方の行政,企業活動の分野で幅広く活躍できる人 材,国際社会や公共的な事柄に関心をもつ教養ある市民 を育成する。

(4)入学から卒業までの各段階で,適切なガイダンスを実施し,学生の自主的学習を支援する体制を整備する。

2.教育目標

上記教育目的の実現に向け、以下の教育目標を掲げる。 【学生受入】 多様な学生を受入れるためのきめ細やかな入学選抜制度を設け、かつ社会人学生の受入にも積極的に取り組む。 アドミッション・ポリシーを明確に掲げ、それを各種の媒体、高校訪問や大学説明会等を通じて周知し、それに応じた学生の受入れを図る。

【教育内容及び方法】 法律学・政治学の基本科目に加えて,経済学との学際分野や情報処理教育など多彩な授業科目を開講する。 教養科目と専門科目のバランスに配慮し,基礎から比較的高度な内容への段階的履修が可能になるようなカリキュラム編成を行う。 論理的思考力やコミュニケーション能力を開発するために,ゼミナールを中心としたきめ細やかな少人数及び双方向教育を実践する。 学生の希望する将来の職業に応じて重点の異なる履修コース制度を設ける。 講義・演習における学習成果の集大成としての卒業研究を課する。

【教育成果】 学生の単位修得状況や成績を各段階でチェックし,授業の理解度や教育成果を客観的に把握するとともに,授業評価等を通じて学生の主観的満足度も適宜掌握する。 法律実務家,国家・地方公務員,企業法務で活躍する人材,法的素養や教養を身につけて各分野で活躍する専門職業人を輩出する。 研究条件が整った大学院への進学者を育てる。

【学習支援】 多様な入学選抜制度に応じて,入学後速やかに適切な学習に専念できるようガイダンスを充実させ,その後も定期的に実施する。 ゼミ教官などを通じた学生サポート体制を整備する。 学生の自学・自習環境を整えるため,法学資料室や情報機器室などを設置・改善する。 学生の自発的な学習意欲を喚起するため,課外活動や企業研修等を支援する。

評価項目ごとの評価結果

1.教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

講座,教員の構成について,平成8年度に3講座体制への編成替えを行い,社会の新しい課題への対応を目指し,そのための教員の充実に力を入れていることは優れた点である。また教員の年齢構成,性別などについて,おおむねバランスがとれていること,教員の出身大学が多様であることは高い評価が与えられる。ただし,外国人教員及び外国法専門の教員が在籍していないことや,実務家出身教員が非常勤講師に限られている点については,国際的視野の養成や高度専門職業人の養成という点から検討の余地がある。なお,各教員の専門分野,学歴・職歴,研究テーマ等をホームページに掲載していることは社会への情報発信という面から高く評価できる。

教育の実施状況や問題点の把握について,授業の講義実施回数や学生の出席者概数,成績分布等が教授会で公表されており,各授業に関してその実施状況が教員に周知されていることは特色ある取組といえる。

教育方法などの研究・研修(FD)の取組について,いくつかの個別的な試みはされているが,学部全体としての組織的な取組となっておらず問題である。

教育に当たる教員への支援体制について,資料室や 学務事務の業務過多,またティーチング・アシスタント(TA)の規模や活用など,現在のところ十分でなく改善を要する。

【要素 2 】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表 に関する取組状況

学生に対する教育目的及び目標の趣旨の周知・公表については、入学時のガイダンス等において行われているが、十分には認知されておらず問題である。

学外者に対する公表の方法として,地域の企業及び官公庁の関係者を招いての「法学部教育研究懇談会」や香川・岡山両県の高等学校の教員を招いての「法学部教育

連絡協議会」の開催は特色ある取組といえるが,現時点では各々過去1回の開催にとどまり,継続的に行われていないことは改善を要する。

【要素 3 】学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

学生受入方針の策定及びそれに沿った学生受入方策について,これまで明確な学生受入方針が定められていなかったが,平成 14 年度よりアドミッション・ポリシーの取りまとめによって学生受入方針が明確にされたことは評価できる。また,それに対応した学生募集方法や入試の方法について十分に検討・実施されていることは優れた取組といえる。

学生受入方針の周知・公表について,大学説明会において「体験ゼミナール」を複数開講するとともに,高等学校への講師派遣(出前授業や学部紹介など)を実施し,学生受入方針の周知・公表を図っていることは評価できる

以上の状況から,教育の実施体制の項目全体の水準は,教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが, 改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

教員の構成について,教員の年齢構成,性別などについて,おおむねバランスがとれていること,教員の出身大学が多様であることは優れた点といえる。

教育の実施状況や問題点の把握について,講義実施回数や出席者概数,成績分布等が教授会で公表され, 各授業の実施状況が教員に周知されていることは特色ある取組である。

教育方法などの研究・研修(FD)の取組について,いくつかの個別的な試みはされているものの,学部全体としての組織的な取組となっておらず問題がある。

教育に当たる教員への支援体制について,現在のところ十分でなく改善を要する。

教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表について, 学外者を招いての「法学部教育研究懇談会」及び「法学 部教育連絡協議会」の開催は特色ある取組といえるが, 現時点では各々過去1回の開催にとどまり,継続的に行 われてはいないことは改善を要する。

学生受入方針の策定及びそれに沿った学生受入方策について,平成14年度よりアドミッション・ポリシーの取りまとめによって学生受入方針が明確にされたこと,また,それに対応した学生募集方法や入試の方法について十分に検討・実施されていることは優れた点といえる。

2.教育内容面での取組

この項目では,対象組織における「教育内容面での取組」について,「教育課程の編成に関する取組状況」,「授業の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し,それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し,水準を導き出したものを示している。また,特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の編成について,昼間コースにおいては4年一貫教育及び段階的履修が可能となるよう教育課程が編成され,また,教養ゼミ,プロゼミ,演習の充実が図られており,少人数及び双方向教育という目的・目標に沿った優れた取組といえる。一方,夜間主コースにおいて,4年一貫教育や段階的履修が可能となるような教育課程となっていないことは問題であり,また,授業のほとんどが講義形式であり,演習が開講されていないことは少人数教育かつ双方向教育の充実の観点から改善の余地がある。

履修コース制度について,これは将来の希望する職業に応じて各々重点の異なる専門分野を学ぶための制度であるが,法律コースに集中しており,各コース間の学生数のバランスが欠けている。このことは,学生の将来への希望がはっきりしていない,ということもその一因ではあるが,各コースのコンセプトを明確にし,それに沿ったカリキュラムや授業内容の徹底を図るなどの大学の取組も不十分であり,履修コース制度が十分に活かされていないことは問題がある。

授業時間外の学習時間への配慮について,履修単位数の上限を定めたキャップ制の導入等により授業外の学習時間が十分に確保された教育課程の構成が実現したことは評価できるが,アンケート及び学生との面接の結果等から,予習・復習等自主学習はあまりなされておらず,その実効性には疑問があり一層の工夫が望まれる。

現代的課題等に係わる授業科目の設置について,多様な授業科目が準備されており,特に内外の教員や実務家等を講師として招く,ゲストスピーカー制度は特色ある取組である。

他学部の授業科目の履修や他大学との単位互換については,約1割の学生が経済学部開設科目を履修しており,幅広い社会科学の修得という点で効果を上げており評価できる。なお,他大学との単位互換制度について,制度の違いや距離的な問題等もあるが少数の学生が利用しているにとどまり,活発に利用されるための工夫が望まれる。

【要素2】授業の内容に関する取組状況

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取組について,各教員単位においては様々な工夫が施されているものの,組織的・全体的な取組として各教員が行っている工夫等を把握し,実施することが望まれる。

シラバスの記載内容等について,項目は詳細で授業を受ける学生に対し貴重な視座を与えている。また学生も授業内容を知るうえで役立ったと評価しており優れた取組といえる。 さらにホームページにも掲載されていることは特色ある取組といえる。

各授業科目間の内容調整について,講座会議等において 重複を避けるための協議が随時行われており優れた取組と いえる。

授業内容改善のための学生による授業評価について,数回に渡り実施されていることは評価できるが,その評価結果を踏まえたフィードバックについて,教員の個別的取組だけではなく学部全体としての組織的取組について検討の余地がある。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

図書等の整備について,基本的な図書,文献はおおむね 揃えられているが,最新の図書等の整備はなお十分ではなく 検討を要する。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備は、全学的に充実しており評価できる。

以上の状況から,教育内容面での取組の項目全体の 水準は,教育目的及び目標の達成におおむね貢献してい るが,改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

昼間コースにおいては4年一貫教育及び段階的履修が可能な教育課程が編成され,演習等の充実が図られていることは優れた点といえる。一方,夜間主コースにおいては4年一貫教育や段階的履修が可能となるような教育課程となっていないことは問題であり,また,演習が開講されていないことは改善を要する。

履修コース制度について,各コース間の学生数のバランスが欠けており,各コースのコンセプトを明確にし,それに沿ったカリキュラムや授業内容の徹底を図るなどの大学の取組も不十分であることは問題がある。

現代的課題等に係わる授業科目の設置について,内外の 教員や実務家等を講師として招く,ゲストスピーカー制度は 特色ある取組である。

シラバスが詳細に記述されていることは優れた取組である。 また、それがホームページに掲載されていることは特色ある 取組である。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態,学習指導法等の教育方法に関する 取組状況

講義,演習,少人数教育などの各種授業形態のバランスについて,昼間コースの講義科目の履修登録者数が漸減し適正規模となりつつあり,少人数教育へ向けた努力が成果を上げていることがうかがえる。同じく,演習についても,少人数教育の充実は高く評価できる。

教材の活用や講義方法などの工夫について,講義形式の授業の際には学生の理解度を高めるための工夫としてレジュメや資料を配付するなど教材面で努力がなされており,また授業中に学生と質疑を行ったり,学生参加型の講義形式を採用するなど,双方向的な質疑応答方式の講義も行われていることは優れた取組といえる。

学生の自主学習について,アンケート結果等から予習・復習を行っていない学生が多数見受けられ,これに対する教員側の努力は見られるものの一層の対策を講ずる必要がある。

また,学生の学習到達度の把握及び単位認定方法について,小テストや中間テスト,レポートなどによって把握及び認定方法の多様化が図られていることは評価できる

編入学生や留学生に対する履修上の配慮等について, 昼間コース編入生に対する特別ガイダンスや留学生に対 するチューターの配置等,個別のケアを行っていること は評価できる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価基準の設定について,平成14年度から,受験者の5%未満という制限を設けた上で「優」よりもさらに高い評価として「秀」評価を設定したことは有意義な取組である。一方で,教員ごとに,「優」「良」「可」の各評価の割合が異なり,全体としての成績評価基準の一貫性が取れていない。これに関する組織的な取組が不十分

であることは問題であり、学生の教育効果上早急に改善に向けた取組を行う必要がある。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

講義,演習等に必要な施設の活用について,講義室は 室数の制約はあるものの,おおむね効率よく利用されて いる。また,法学資料室については夜間主コース学生へ の配慮として,夜間開室がされており優れた取組といえ る。ただし運用上閉室時間が早まることもあり,なお改 善の余地がある。

設備(機器)や図書館の活用について,利用者のニーズを把握し,学生(特に夜間主コース)に対して図書館の利用方法等についての周知を図るなど,より一層の効率的利用が望まれる。

情報ネットワークや情報サービス機器の活用について,全学施設である情報処理センターが土日も含めて午後9時まで開室され,また,法学部棟内のPC実習室においても平日午後9時30分まで開室されていることは 学生の利用・活用を促す取組であり評価できる。なお,訪問調査においても,学生が情報ネットワークや情報サービス機器を積極的に利用・活用していることが確認された。

以上の状況から,教育方法及び成績評価面での取組 の項目全体の水準は,教育目的及び目標の達成におおむ ね貢献しているが,改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

講義,演習について,教材の活用や講義方法の工夫を 含め,少人数教育へ向けた努力が成果を上げ,充実して いることは優れた点といえる。

学生の自主学習について,予習・復習が十分でない学生が多数見受けられ,これに対する教員側の努力は見られるものの,一層の対策を講ずる必要があり改善を要する。

学生の学習到達度の把握及び単位認定方法について, 小テストや中間テスト,レポートなどによって多様化が 図られていることは優れた点といえる。

「優」よりもさらに高い評価としての「秀」評価の設定は特色ある取組といえる。しかし、成績評価基準について、教員ごとに「優」「良」「可」の各評価の割合が異なり、全体としての一貫性が取れておらず、改善に向けた組織的な取組が不十分であることは問題である。

情報ネットワークや情報サービス機器の活用について, 運用面で学生の利用・活用を促す取組が行われており, また実際に学生の積極的な利用・活用がされていること は優れた点といえる。

4.教育の達成状況

この項目では,対象組織における「教育の達成状況」について,「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し,それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し,水準を導き出したものを示している。また,特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素 1 】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

単位取得からみた達成度の評価について,3年次からの専門科目における学生の成績及び理解度については再度検討の余地があるものの,全体として学生の取得した優・良・可の単位数がおおむね適切であることは評価できる。

進級,卒業などの各段階からみた達成度の評価について,2年次末の時点で,3年次からの演習を履修するに当たって必要となる演習履修要件単位(全学共通科目16単位,外国語科目5単位,学部開設科目20単位の計41単位「11年度入学生までは42単位」)を90%前後の学生が取得しており,また,3年次末の時点の単位の取得状況についても,卒業要件である130単位のうち100単位以上取得している学生が7割前後に達している。卒業に際しても4年間で7割以上の学生が,また在籍可能期間内(6年間)では9割以上の学生が卒業しており,おおむね順調に進級,卒業していることは評価できる。

資格取得などからみた達成度の評価について,宅地建物取引主任者(宅建)や司法書士等の資格の取得状況の把握に努め、学生が身に付けた能力の状況について随時,確認するとともに,全国的な位置付けを知る上でも,学外の資格試験等への積極的なチャレンジを進める工夫が一層望まれる。

学生の授業評価からみた達成度の評価について,講義 科目の理解度が平成10年度後期や平成11年度前期に比べ、平成13年度前後期の方が講義内容を理解した学生の 割合が高く,講義の理解が向上している点は,評価でき る。

【要素 2 】進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況

卒業後の進路の状況からみた達成度の評価について, 大学院進学者数は過去5年間で自大学大学院へは19名, 他大学大学院については17名である。

就職者については,昨今の社会状況を反映している面もあり就職率は漸減しているが,全就職者に占める公務員の割合や人数は漸増しており,教育目的及び目標にある公務員の養成という観点から評価できる。なお,地域との関係については,香川県への就職者は全体の25%前後に達し,その他の四国地域へは12%,また中国地域は20%の就職状況であり,地域社会への人材供給が着実に行われている。このことは教育目的及び目標にある地域社会の中心的担い手の育成という観点から評価できる。

以上の状況から,教育の達成状況の項目全体の水準は,教育目的及び目標がおおむね達成されているが,改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

資格取得などから教育の達成度をみると,学生に対して,学外の資格試験等への積極的なチャレンジを進めるための工夫について改善を要する。

卒業後の進路の状況からみた達成度について,公務員の割合や人数が漸増するなど,地域社会への人材供給が 着実に行われていることは優れた点といえる。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素 1 】学習に対する支援体制の整備・活用に関する 取組状況

授業科目や専門,専攻の選択の際のガイダンスについて,2年次,3年次,4年次への進級の際に,それぞれ履修コース制度についての説明を行い,コース別標準履修モデルを示すなどの努力がなされているが,前述のとおり各コース間の学生数に偏りがあり,その一因としてコースの趣旨や特色が学生に十分に理解されていないことを考えると,ガイダンスでの履修コース制の徹底については改善を要する。また,3年次の演習履修の際には,学生が履修を希望する演習の担当教員から,演習内容の説明を受ける2度の機会を制度として保証している。

学習を進める上での相談・助言体制について、1、2年次生に対する新しい助言相談体制として、入学懇談会での担当教員が、プロゼミ(2年次後期配当科目)または演習(3年次配当科目)を学生が履修するまでの間について継続的に助言・相談を行う取組が始められたことは評価できる。また、2年次後期や3年次以降について、少人数教育の演習等を活用した学習支援が行われていることは優れた取組といえる。なお、昼間コースにおいては教員と学生の距離が近く、制度を利用する以外にも助言・指導等が行われていることは優れた点である。さらに、平成14年度から学業成績不良の学生に対し、進級の各段階において助言、指導等を行う取組が学部全体として始められたことは評価できる。

インターンシップについて、平成13年度から単位として認定しているが、学生の関心も高く参加者は増加傾向にある。受け入れ先の企業・官公庁・団体についても、NTTドコモ四国、四国新聞社、高松信用金庫、香川銀行、香川県、高松市、高松法務局、四国経済産業局と多業種に渡っており、充実が図られていることは、教育目的及び目標にある専門職業人の育成という観点から評価できる。

課外活動などに対する支援について, 学生が主体的に

参加して行う模擬裁判が,教員有志の支援と地元の法曹 (弁護士)の協力を得て行われている。また,平成 11 年度より裁判所体験見学が実施され,50 名前後の学生が 参加している。個々の教員の取組として,法律系科目の 教員を中心にプロゼミ・演習等において裁判所や地方議 会,刑務所などの見学が採り入れられており,地元の弁 護士や裁判所の協力を得た実務教育が行われていること は評価できる。

【要素 2 】学習環境(施設・設備)の整備・活用に関す る取組状況

学生が自主的に学習できる環境の整備・活用について、情報機器については前述のとおり充実しており、学生もこれらを積極的に活用している。なお、大学の取組として情報機器の詳細な取り扱いマニュアルを作成するとともに新入生を対象に情報処理ガイダンスを行っており、また「法学部生のための情報処理入門」と題する授業科目を提供している。これらの取組は、情報処理能力・技術の向上という観点から評価できる。法学資料室については、学生にも開放し開架方式で閲覧できるように配慮され、学生の入学時にその利用ガイダンスが実施されている。実際の利用にあたっても、資料室助手により情報検索の助言指導が適宜行われており、また法律文献・判例等の検索の方法を学生に分かりやすく解説したマニュアルが毎年作成されている。

以上の状況から,学習に対する支援の項目全体の水準は, 教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが,改善 の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

授業科目や専門,専攻の選択の際のガイダンスにおいて,履修コース制度についての説明を行っているが,前述のとおり各コース間の学生数に偏りがあり,その一因としてコースの趣旨や特色が学生に十分に理解されていないことを考えると,ガイダンスでの履修コース制の徹底について改善を要する。

相談・助言体制について,1,2年次生に対する新しい助言相談体制や学業成績不良の学生に対する助言,指導等を行う取組が学部全体として始められたこと,また少人数教育の演習等を活用した学習支援は優れた点といえる。さらに,昼間コースにおいては教員と学生の距離が近く,制度を利用する以外にも助言・指導等が行われていることは優れた点である。

インターンシップや課外活動について,地元の企業や 官公庁また弁護士,裁判所などの協力を得て,実務教育 が行われていることは優れた点である。

6 .教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育 活動を評価する体制

組織としての教育活動を自己評価する体制について, 平成4年7月に設置された,法学部自己評価委員会を教育活動を評価する体制の中心とし,そこでの検討課題については,それぞれ所管する各種委員会の討議を経て法学部自己評価委員会にフィードバックするという体制が築かれている。これらのシステム及び取組は組織としての教育活動を自己評価する体制として十分に成果を上げていると評価できる。

外部者による教育活動の評価について,法学部教育研究懇談会及び法学部教育連絡協議会が開催され,就職という面からの外部評価として一定の役割を果たしたものの,現状では各々過去1回の開催にとどまっている。また,法学部として外部からの体系的な評価を受け,その結果を公表する等の一層の丁夫が望まれる。

【要素 2 】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に 結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムについて,法学部改革推進委員会が前述の法学部自己評価委員会の点検及び評価結果を具体的な改善方策に結び付ける役割を果たしており,その活動は評価できる。

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策について、平成13年度前後期に実施した学生による授業評価アンケートの結果については、演習を

除きすべての授業科目を配当年次等で分類し,評価の高い順に,講義名と担当教員の氏名を一覧表にして,教授会の場で公表している。このことは特色ある取組といえる。また,授業評価は,制度としては,学生によるもののみであり,インフォーマルには各教員間で取り組まれているものの,制度としての教員の相互評価や外部者による評価が期待される。

以上の状況から,教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は,向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが,改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

法学部自己評価委員会を中心に,組織としての教育活動を自己評価する体制ができていることは優れた点といえる。

外部者による教育活動の評価については不十分であり 改善を要する。

評価結果のフィードバックについて,法学部改革推進 委員会が点検及び評価結果について具体的な改善方策に 結び付ける役割を果たしており優れた点といえる。

学生の授業評価結果について,講義名と担当教員の氏名を一覧表としたうえで,教授会において公開するシステムは特色ある取組である。

評価結果の概要

1.教育の実施体制

教員の構成について,教員の年齢構成,性別などについて,おおむねバランスがとれていること,教員の出身大学が多様であることは優れた点といえる。

教育の実施状況や問題点の把握について,講義実施回数 や出席者概数,成績分布等が教授会で公表され,各授業の実 施状況が教員に周知されていることは特色ある取組である。

授業改善への取組については、いくつかの個別的な試み はされているものの、学部全体としての組織的な取組となって おらず問題がある。

教育に当たる教員への支援体制について,現在のところ十分でなく改善を要する。

教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表について,学外者を招いての「法学部教育研究懇談会」及び「法学部教育連絡協議会」の開催は特色ある取組といえるが,現時点では各々過去1回の開催にとどまり,継続的に行われてはいないことは改善を要する。

学生受入方針の策定及びそれに沿った学生受入方策について,平成14年度よりアドミッション・ポリシーの取りまとめによって学生受入方針が明確にされたこと,また,それに対応した学生募集方法や入試の方法について十分に検討・実施されていることは優れた点といえる。

以上の状況から,教育の実施体制の項目全体の水準は,教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが, 改善の余地もある。

2.教育内容面での取組

昼間コースにおいては4年一貫教育及び段階的履修が可能な教育課程が編成され,演習等の充実が図られていることは優れた点といえる。一方,夜間主コースにおいては4年一貫教育や段階的履修が可能となるような教育課程となっていないことは問題であり,また,演習が開講されていないことは改善を要する。

履修コース制度について,各コース間の学生数のバランスが欠けており,各コースのコンセプトを明確にし,それに沿ったカリキュラムや授業内容の徹底を図るなどの大学の取組も不十分であることは問題がある。

現代的課題等に係わる授業科目の設置について,内外の 教員や実務家等を講師として招く,ゲストスピーカー制度は特 色ある取組である。

シラバスが詳細に記述されていることは優れた取組である。 また,それがホームページに掲載されていることは特色ある取 組である。

以上の状況から,教育内容面での取組の項目全体の 水準は,教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが,改善の余地もある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

講義,演習について,教材の活用や講義方法の工夫を含め,少人数教育へ向けた努力が成果を上げ,充実していることは優れた点といえる。

学生の自主学習について,予習・復習が十分でない学生が多数見受けられ,これに対する教員側の努力は見られるものの,一層の対策を講ずる必要があり改善を要する。

学生の学習到達度の把握及び単位認定方法について,小 テストや中間テスト,レポートなどによって多様化が図られていることは優れた点といえる。

「優」よりもさらに高い評価としての「秀」評価の設定は特色

ある取組といえる。しかし、成績評価基準について、教員ごとに「優」「良」「可」の各評価の割合が異なり、全体としての一貫性が取れておらず、改善に向けた組織的な取組が不十分であることは問題である。

情報ネットワークや情報サービス機器の活用について,運用面で学生の利用・活用を促す取組が行われており,また実際に学生の積極的な利用・活用がされていることは優れた点といえる。

以上の状況から,教育方法及び成績評価面での取組 の項目全体の水準は,教育目的及び目標の達成におおむ ね貢献しているが,改善の余地もある。

4.教育の達成状況

資格取得などから教育の達成度をみると、学生に対して、 学外の資格試験等への積極的なチャレンジを進めるための工 夫について改善を要する。

卒業後の進路の状況からみた達成度について,公務員の割合や人数が漸増するなど,地域社会への人材供給が着実に行われていることは優れた点といえる。

以上の状況から,教育の達成状況の項目全体の水準は,教育目的及び目標がおおむね達成されているが,改善の余地もある。

5.学習に対する支援

授業科目や専門,専攻の選択の際のガイダンスにおいて,履修コース制度についての説明を行っているが,前述のとおり各コース間の学生数に偏りがあり,その一因としてコースの趣旨や特色が学生に十分に理解されていないことを考えると,ガイダンスでの履修コース制の徹底について改善を要する。

相談・助言体制について、1、2年次生に対する新しい助言相談体制や学業成績不良の学生に対する助言、指導等を行う取組が学部全体として始められたこと、また少人数教育の演習等を活用した学習支援は優れた点といえる。さらに、昼間コースにおいては教員と学生の距離が近く、制度を利用する以外にも助言・指導等が行われていることは優れた点である。

インターンシップや課外活動について,地元の企業や官公庁また弁護士,裁判所などの協力を得て,実務教育が行われていることは優れた点である。

以上の状況から,学習に対する支援の項目全体の水準は,教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが,改善の余地もある。

6.教育の質の向上及び改善のためのシステム

法学部自己評価委員会を中心に,組織としての教育活動 を自己評価する体制ができていることは優れた点といえる。

一方,外部者による教育活動の評価については不十分であり改善を要する。

評価結果のフィードバックについて,法学部改革推進委員会が点検及び評価結果について具体的な改善方策に結び付ける役割を果たしており優れた点といえる。また,学生の授業評価結果について,講義名と担当教員の氏名を一覧表としたうえで,教授会において公開するシステムは特色ある取組である。

以上の状況から,教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は,向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが,改善の余地もある。

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は,対象組織から提出された 自己評価書から転載

対象組織の記述

司法制度改革審議会の意見書は、当面する改革の柱の1つとして人的基礎の拡充、すなわち法曹人口の大幅な増加と21世紀の司法を担うにふさわしい資質をもつ法曹の養成を提言している。これら2つの要請に応えるために、現行の制度に代わる新たな法曹制度を構築すること、すなわちアメリカ型のロースクールをモデルにした法科大学院を設置することを求めている。その設置の条件の1つとして、「全国的な適正配置となるように配慮すること」をあげている点に注目しなければならない。

四国は法曹,とりわけ弁護士の過疎地域である。地方裁判所の支部のある地区に弁護士が1人しかいない,あるいは1人もいない地区のことをゼロワン地区と呼んでいるが,四国4県の地方裁判所支部11のうち6地区がこれに該当する。

本法学部に法科大学院が設置されることは、地方に存在する国立大学の法学部の1つとして、とりわけ上記のように弁護士の過疎地域である四国における唯一の国立大学の法学部として、司法制度改革審議会の意見書の提言にも適合し、地域の強いニーズと熱い期待に応えることになる。

本法学部が立地する高松市は,全国に8つしかない高等裁判所と高等検察庁の所在地でもあり,いうならば四国における司法の中枢都市である。法科大学院が設置される場所として,高松市がもっともふさわしい立地上の条件を備えていることは衆目の一致するところである。

この自覚のもとに,2004 年の法科大学院の開校に向けて,2年半前から精力的に検討を重ねてきている。それとともに四国国立大学協議会のもとにおかれている法学系専門協議会の場において,四国の他の3大学,すなわち愛媛大学,高知大学,徳島大学との間で香川法科大学院の設置への具体的な連携協力のあり方について検討してきている。

法科大学院の設置にともなって,既存の法学部と一般の 大学院法学研究科を改組することが必要になってくる。と りわけ法学部の存在意義が問われるので,法科大学院設置 後の新しい法学部の教育目的及び目標,それを達成するた めの教育の実施体制や教育内容等について,鋭意検討を加 えているところである。同様に一般の大学院についても, 学部の問題と同時併行して検討しているところである。

機構の所見

記述された特記事項は,自己評価の結果を踏まえたものというより,それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており,そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって,所見の記述は,今回,差し控えることとする。